

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月六日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第二十七号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年佐賀県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「地域」の下に「若しくは当該被災地の被災者が避難している地域」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。